

メキシコの信託銀行の法制度の素描

中 川 和 彦

—

英米で発達した信託の制度がラテン・アメリカの若干の国々に継受され、それらのうちメキシコ国でもっともよく利用されていること⁽²⁾、さらに、メキシコでは様な利用のされ方をしており、その一つとして、外資規制に関連して、言わば脱法行為に近い形として信託が利用されていること⁽³⁾についてそれぞれ別稿で論究した。その際、信託の受託者となり得るもの、正確には、受託業務をなし得るものは信託業務の免許を受けている金融機関（銀行）に法律上原則として限られていることを明らかにしている。本稿はこの信託銀行ないし金融機関の信託業務の法制度の概要を素描しようとするものである。

(1) 中川和彦稿「ラテンアメリカにおける信託法の展開」『四宮和夫先生古稀記念論文集』（弘文堂、昭和六一年一月刊行予定）所収、参照。

(2) 中川和彦稿「メキシコ信託法の素描（その一）」『成城法学』二二号（昭和六一年五月）二二一ページ以下、参照。
メキシコの信託銀行の法制度の素描

メキシコの信託銀行の法制度の素描

- (3) 中川和彦稿「メキシコの外資規制における信託制度の法的考察」『成城大学経済研究』九二号(昭和六一年三月)四五ページ以下、参照。

二

一 メキシコで信託業務を営業できるのは一定の金融機関 (instituciones de crédito) である。信託に関する現行の基本法である一九三二年の信用証券および活動一般法第三五〇第一項は「金融機関一般法 (Ley General de Instituciones de Crédito) に準拠して明文をもって認可された金融機関に限り、受託者になることができる」と定め⁽¹⁾る。

この認可もしくは免許を受けたものに限定することの根拠について、アコスタ・ロメロ博士(Dr. Miguel Acosta Romero)⁽²⁾は、メキシコでは銀行業務は公役務 (servicio público) であり、その帰結として、公役務を達成するためには、金融機関は銀行業に従事することを許可する大蔵省 (Secretaría de Hacienda y Crédito Público) の免許 (concesión) を受けることが必要であるとする。銀行営業が公役務に関するか、否かについて、メキシコでは学説中には異論もあるようであるが、アコスタ・ロメロ博士は、前述のように、肯定し、その理由として、近時の左記の立法をあげる。すなわち、一九七三年の金融機関および補助組織法一般法の改正法(一九七四年一月三日付官報に掲載)の立法趣意書 (Exposición de Motivos) で、「……この重要な公役務の従業員はその業務の社会的意味を日々に適切に認識し、……」⁽³⁾と言い、さらに、続けて「わが国の銀行制度の発展は……わが国の信用に関する公役務の適切な留意を可能にしている」と言う。

二 銀行業に従事する会社は、金融機関として、金融機関および補助組織一般法の定める手続に従って、大蔵省の発給する免許を受けなければならない。同法第二条に次のように定めている。

① 銀行 (banca) および与信 (crédito) 業務に従事するためには、連邦政府の免許を必要とし、連邦政府は銀行および保険国家委員会ならびにバンコ・デ・メヒコの意見を聴して、自己の裁量で付与する権限を大蔵省に与える。

② 免許は、固有の性格により、譲渡不可能で、左記の銀行および与信業務の組のうちの一つもしくは数箇に関するものとする。

- I 預金 (Depósito)
- II 貯蓄 (Ahorro)
- III 投融资 (Financieras)
- IV 抵当 (Hipotecarias)
- V 無尽 (Capitalización)
- VI 受託 (Fiduciarías) および
- VII 多業 (Múltiples)

③ 本法の効果のため、右に列挙した各号の条件で免許を受けている会社のみが金融機関 (instrucción de crédito) と判断されるものとする。

④ 第II号および第VI号に言う業務を行なう免許は、第I号、第III号、第IV号および第V号が特に定める業務を

メキシコの信託銀行の法制度の素描

メキシコの信託銀行の法制度の素描

達成する免許を受けている会社に限り付与することができるものとする。

⑤ 第Ⅰ号、第Ⅲ号、第Ⅳ号、第Ⅴ号および第Ⅶ号にそれぞれ定める業務の組の一つ以上を達成する同じ会社に免許を付与することができない」と。

右にかかげた法条の文言から結論づけできることは、メキシコでは信託業務に従事するためには、金融機関は、特定の部門の免許、さらに信託業務に対応する免許を受けていなければならないこと、または、多業銀行(bancos múltiples)⁽⁴⁾であるための免許を受けていなければならないことである。多業銀行の場合、法律は、多業銀行の概念の枠内で受託者として営業する資格が含まれているとみるのである。⁽⁵⁾

三 メキシコで信託会社もしくは金融機関の信託部門の営業が法的に認められたのは、一九二四年の銀行一般法が施行されてからである。同法は米国で発達した制度を継受し、貯蓄を生産活動、特にメキシコ経済の発展を目標とする活動に誘導する手段を確立することを目的とするものであった。もっとも、同法の判定により法律制度が整備されたものの現実には、直ちに、信託に関する営業は行なわれなかった。信託業務に対する金融界の理解が十分でなかったためと言われる。⁽⁶⁾

一九三二年で、もっぱら信託業務に従事する銀行もしくは金融機関はメキシコでは皆無であった。例外的な信託業務に携わった唯一の例が、バンコ・デ・ラ・シウダー・デ・メヒコ(Banco de la Ciudad de México)と言われるが、この銀行の存続期間はかげろうのようにはかなく、直ちに、清算手続に入ったと言われる。この銀行を除くと、信託業務は信託部(departamento, gerencia o división de fideicomiso)と呼ぶ部門で、金融機関が実施するのがむしろ通例であった。⁽⁷⁾そして、一九六六年末、このような形で信託業務を実施する金融機関が一一九社を数

え、その大部分は預金・貯蓄銀行および投融資機関 (financiera) であつた。⁽⁸⁾ さらに、一九七二年になると、信託專業の金融機関が三社、信託部を持つ金融機関が一三三社あつたと言われる。⁽⁹⁾

一九七八年一月二月の金融機関および補助組織一般法の改正 (一九七九年一月一日から施行) (同法二条四項参照) により、前述のような実態を踏んまえて、信託業務の免許は、(1)預金、(2)投融資、(3)抵当、および(4)無尽の業務の免許を受けている会社に限り受けることができることに改められた。これに加えて、多業銀行 (Instituciones de banca múltiple) として營業することも可能となつた。多業銀行は、預金、貯蓄、投融資、抵当、および信託の業務のいずれを問わず、差別なく実施できる金融機関である (金融機関・補助組織一般法四六条の一ないし四六条の一〇参照)。

このような法の改正の結果、メキシコにおける金融機関の大半は多業銀行に轉換することとなつた。それまで特殊銀行であつたメキシコの金融関の大部分、おおよそ九八パーセントが一九八〇年までに、多業銀行となつたと言われる。⁽¹⁰⁾

四 前述したように、金融機関および補助組織一般法によれば、受託者として行動する (actuar) ことができるのは金融機関に限られるが、例外がある。すなわち、一九七五年一月二三日付官報で告示された「鉱業に関する憲法第二七条規制法」の第九一条第XV項に鉱業振興委員会 (Comisión de Fomento Minero) が受託者として行動する旨を規定している。⁽¹¹⁾

さらに、個人が引き受ける信託の可能性について、学説はおおむね肯定的のようである。その理由として、自然入について、信託の引き受けに対する障害は何んらないからであり、また、裁判所が定期的に公表する遺言執

メキシコの信託銀行の法制度の素描

行人、破産管財人、後見人、翻譯者、その他の名簿には、学識経験が豊かで、人物も信頼できる者が多数あり、これらの者は受託者の職務を履行する者と言うことが出来るからであるとする。これに対し、アコスタ・ロメロ博士は、このような見方は余りにも皮相的であり、破産管財人、遺言執行人、後見人があるとしても、少なくとも、メキシコではこれらの役務が活用されることは稀であって、たとえば破産についても、法律が予定する制度に対して批判が多く、個人が破産管財人に採用されることは現実にはほとんどないと言い、否定的である。⁽¹²⁾

- (1) 信用証券および活動一般法の信託に関する法条(第三四六条ないし第三五九条)は左記の拙稿に試訳を収録してある。

中川和彦稿「メキシコ信託法の素描(その一)『成城法学』二二号、二二五ページ以下。

- (2) Miguel Acosta Romero, *Las Instituciones Fiduciarias en México*, [en "*Las Instituciones Fiduciarias y el Fideicomiso en México*," Prólogo por Mario Ramón Beteta, 1982, México: Banco Mexicano Somex, S. A.] p. 66 y sgtes.

- (3) セルヴィンオ・プーブリコの用語はメキシコでは多義的に用いられているようである。例えば、連邦憲法では教育をセルヴィンオ・プーブリコとみなしているほどである(二三条)。近時、一九七〇年二月二十五日付法律では「全体の性格の需要を継続的かつ統一的に、満足させ、かつ、規制する目的で、連邦直轄区の現行の法令に準拠して、達成される組織的な活動」と定義されていると言う。フラーガ教授によれば、講学上、国の活動の一部と考えられるセルヴィンオ・プーブリコとは、さもなければ、充足されない、もしくは充足が不十分となる「一般利益の需要を充足する意図をもって創設される活動と特色」⁽¹³⁾とされている。同書 Gabino Fraga, *Derecho Administrativo, Vigésimatercera Edición*, revisada y actualizada por Manuel Fraga, 1984, México (Editorial Porrúa, S. A.),

(4) 多業銀行は一九七五年の金融機関および補助組織一般法の改正(第四六条の二ないし第四六条の一〇)で取り入れられた概念である。メキシコの金融制度は、長い間、専門化と分離を方針とし、単一の免許の下での、二種以上の営業種目の金融機関の営業の禁止を原則としていた。一九七五年の改正は、現状に合わせて、それまでの方針を變更し、単一の免許の下で、複数の種目の営業を可能ならしめるものである。概要は左記を参照されたい。

Miguel Acosta Romero, *Derecho Bancario, Panorama del Sistema Financiero Mexicano*, Segunda edición actualizada incluyendo la nacionalización bancaria, 1983, México (Editorial Porrúa, S. A.), 408 y sgtes.

(5) 同^書 Acosta Romero, *Las Instituciones Financieras en México*, p. 68.

(6) 同^書 Roberto Molina Pasquel, *The Mexican Banking System* [in "Mexico. A Symposium on Law and Government." 1958, Coral Gables: University of Miami Press], p. 65.

(7) 同^書 Acosta Romero, *Las Instituciones Fiduciarias en México*, p. 69.

(8) 同^書 Joseph S. La Cascia, *Capital Formation and Economic Development in Mexico*, 1969, New York (Frederick A. Praeger), p. 50.

(9) 同^書 Rodolfo Batiza, *El Fideicomiso, Teoría y Práctica*, Tercera Edición, Revisada puesta al día, 1976, México (Editorial Porrúa, S. A.), p. 911, Nota 724.

(10) Miguel Acosta Romero, *Constitución, Organización y Estructura Interna de las Instituciones de Crédito* [en "Las Instituciones Fiduciarias y el Fideicomiso en México," Prólogo por Mario Ramón Beteta, 1982, México: Banco Mexicano Somex, S. A.], pags. 73~74.

(11) 同^書 Miguel Acosta Romero, *Conveniencias y Desventajas de que la Actividad Fiduciaria sea desarrollada*

メキシコの銀行業の発展の経緯

メキシコの信託銀行の法制度の素描

solamente por las Instituciones de Crédito [en “Las Instituciones Fiduciarias y el Fideicomiso en México,” Prólogo por Mario Ramón Bereta, 1982, México: Banco Mexicano Somex, S. A.], p. 51, Nota 1.

第九一条の文言は次の通り。

XV 勲業振興委員会は勲業の振興に直接関する左の事業の達成を目的とする分権的公的組織とする。

XV その目的が示す事業の枠内の勲業・冶金事業における受託者として行動する……と。」

(12) 同¹⁰ Acosta Romero, *Conveniencias y Desventajas*, p. 60.

三

一 金融機関として営業する、したがって、受託者として活動する免許を受ける会社は株式会社 (sociedad anónima)⁽¹⁾として設立されなければならない。

金融機関および補助組織一般法第八条第一項に次のような規定がある。

① 会社一般法に従って、かつ、本法第二条および第三条に言う業務を目的とする会社に関するとき、特に適用される以下の諸規定に従って組織される可変資本株式会社 (sociedad anónima de capital variable)⁽²⁾の形態で設立される会社に関り、免許を享受できるものとする。(以下略)」

二 前述の如く、金融機関は株式会社でなければならない。したがって、商人であり、商行為をなす(商法三条、七五条Ⅱ款、Ⅲ款、Ⅻ款、ⅩⅣ款、ⅩⅤ款、ⅩⅧ款、ⅩⅨ款、ⅩⅩ款、ⅩⅩⅠ款)。

金融機関の設立は会社一般法に準拠する(会社法一条、二条、四条、五条、六条)。したがって、その目的とする

ころは、金融機関および補助組織一般法が予定する種々の分野における銀行および与信業務の大量かつ業としての実行であるということを特別の性格とする。さらに、金融機関および補助組織一般法ならびに同法を補完する法令の適用があることは言うまでもない（金融機関・補助組織一般法八条一項参照）。

三 銀行および与信業務に従事する会社を設立するためには、まず、外務省の認可、次いで、大蔵省の発給する免許を必要とする（金融機関・補助組織一般法四条参照）⁽³⁾。

金融機関は免許の発給を受けた時から二カ月以内に、大蔵省の認証を受けるため設立証書（*escritura constitutiva*）を提出しなければならない（金融機関・補助組織一般法一〇〇条I款）。設立証書の変更も、同じく、大蔵省の認証を受けなければならない。法定の要件を充足しているか、否かを同省が判断するためである。

金融機関の支店もしくは営業所（*sucursal* o *agencias*）の設置、譲渡もしくは廃止、ならびに資産の他の金融機関への譲渡も大蔵省の事前の許可を要する（金融機関・補助組織一般法四条二項）。

同じく、金融機関の合併（*fusion*）も大蔵省の事前の許可を要する（金融機関・補助組織一般法四条三項）。ただし、合併も、実質的には設立証書の変更を意味するのであり、これは大蔵省の認証を受けなければならないからである⁽⁴⁾。

したがって、メキシコ国で信託業を実施するためには、左の四つの要件を満たすことが必要となる。

1 金融機関および補助組織一般法の関係法条に従って、この種目の営業を実行するために大蔵省が付与する免許を受けていること。

メキシコの信託銀行の法制度の素描

2 免許を受けた場合、付与を受けた会社が株式会社として設立されること。

3 適用される法令の規定するところに従って、その業務を実施すること。

4 意思決定および経営に関する機関が信託部門の営業が実施される旨決定していること。

四 銀行業務、特に信託業務を営む株式会社の目的は、原則として、適用される法令、および免許の条件に従って実施を認可されている行為全体である。もともと、預金、投融资、抵当などの如く、具体的もしくは直接的目的の他に、金融機関は、関連するもしくは類似する他の若干の行為も、認可を受ける限り、なしうる（金融機関・補助組織一般法一〇条XII款、一八条一項、二六条XX款、三四条参照）。

なお、信託業務を実施するため、株式会社は、会社契約（定款）の目的に関する条項の中にその可能性を規定しておくことが適切であることは明らかであり、そのため、設立証書の中の会社の事業目的に関する条項でその事情を定めていなければならない。⁽⁵⁾

五 多業銀行の場合、資本金額は、金融機関および補助組織一般法第八条第一款第二項および第三項に規定するところに従って定められる。すなわち、多業銀行を営む会社の資本は、可変資本の制度がとられるため、最低資本の額を定める必要があり、その額は、金融機関および補助組織一般法により、直前年の一月三十一日現在でこの種類の諸金融機関が備える払込資本および資本準備金の総額の二〇〇分の一に相当する額とされる。そのため、毎年三月中旬に、大蔵省は、その年度に金融機関が備えるべき資本の最低額を通告し、その年度の最終取引日までにその額を備えなければならないことにされている。例外的に、当該金融機関または営業する地域の経済状況を考慮して、大蔵省は、個別的にこの期間を延長することができる（八条I款二項参照）。

多種目の營業に従事する銀行新設の場合、資本の最低額は、免許の日付の直前の一二月三十一日現在で諸多業銀行が備えるべき払込資本および資本準備金の総計の二パーセントに相当する額とされている。ただし、場合ににより、この要件を満たさない会社にも、多業銀行の免許を付与することができる(八条1款三項)。

一九八一年三月、大蔵省が、前述した手続を経て通告した多業銀行の資本の最低額は一四五六七万ペソであった(一九八二年四月八日付銀行および保険国家委員会通達第八三七号参照⁽⁶⁾)。

資本の額に関連して、金融機関および補助組織一般法第四五条第二項に、払込済み資本および資本準備金の合計と契約される責任の額との比率について規定している(三〇倍ないし四〇倍)。しかし、金融機関が受託する信託財産の総額と信託部門に割り当てられる資本の額の間の比率、あるいは、他の信託業務の取り引き高とこの業務に割り当てられる資本の額との間の比率について論議があると言われるが、メキシコでは、信託業務の安定と流動性を求めて保守的な立場がとられていると言われる⁽⁷⁾。

六 信託業を営む金融機関は株式会社である以上、株式会社として株主総会、取締役会および監査役の会社の意思決定、経営、および監査に関する機関を置かなければならない。これらの他、信託業に固有のものとして、信託代理人もおかれる。

株主総会、取締役および監査役については本稿ではふれない。ただ、取締役について特別の取り扱うべきことがあるので、そのみにふれる。

七 株式会社の経営は、任期の定めがあり、解任可能の一名もしくは複数名の受任者が担当する。これらの者は社員(株主)であっても、なくともよく、2名以上おかれる場合、取締役会を構成する。したがって、経営の制

度は、メキシコでは、単一の取締役もしくは2名以上の者が構成する取締役会のいずれかとなる。以上が一般の株式会社の場合の原則である。

これに対し、金融機関の場合、経営は、少なくとも五名の者により構成される取締役会が担当するとされ、その設置は義務づけられている（金融機関・補助組織一般法八条V款参照）。

ところで、取締役会は合議体であり、常時開いておくものではない。そのため、その業務執行に関する権限をその構成員に付託することがある。これが業務執行取締役（consejero delegado）である。さらに、場合により、この付託を受ける者が取締役会の構成員以外の者であることがある。これがdirector general, director ejecutivoなどの名称で呼ばれるものであるが、法律上、明文の規定はない。⁽⁹⁾また実務上、金融機関の営む営業が特殊化し、専門知識を必要とするためもあって、取締役を補佐するdirector técnicoがおかれる例がみられると言われる。⁽⁹⁾

八 金融機関および補助組織一般法第五条第IV款は次のように規定する。

受託機関は、そのために特に指名する一名もしくは複数名の職員により、委嘱されたことを履行し、その権限を行使する。それらの行為について、直接かつ無限に受託機関に責任を負わせるものとするが、これらの者が個人的に負う民事もしくは刑事責任はその限りではない。銀行および保険国家委員会は、いかなる時であっても、受託機関がなした職員の指名を拒否する、または職員の解任が手続されることを決議することができるものとする。

これらの職員の身許を保証するためには、取締役会による任命を記載する議事録の原簿への記録（protocolización）で、または、その代理権（representación）が表示する事項もしくは取引が特に議事録もしくは委任状に

記載されていなくても、受託機関の付与する包括的委任状の証明で足りるものとする。」

右の法条の文言が一般信託代理人 (delegados fiduciarios generales) の内容について言及する唯一の規定である。これを整理・要約する。

1 信託について、金融機関は、そのために特に指名された者を介して、その職責を果し、その権能を行使する。金融機関・補助組織一般法第四五条第Ⅳ款はその者を信託代理人と呼んでいないが、銀行の慣行上そう呼ばれているようである。

2 信託代理人の任命は取締役会が行なう。株主総会ではない。その代理権の保証は、任命を記録する取締役会の議事録の原簿への記録、または金融機関の付与する包括的委任状で足りる。

3 金融機関は信託代理人の行為、具体的には、署名につき、直接かつ無限に責任を負う。ただし、その者が個人的にまねく民事もしくは刑事責任は妨げない。

4 銀行および保険国家委員会は、新任の信託代理人の任命を拒否する権能、および信託代理人の解任手続を決定する権能を有する。

この信託代理人は、金融界では、取締役の一人と、または、業務執行役 (director general) あるいは、上級の職員(10)の一人と兼任することが少なくないと言われる。法律上、明文の禁止規定がない以上、兼任に支障はないと解されている。

九 法律上何んら明文の規定はないが、実務界では、信託代理人を一般信託代理人と特殊信託代理人に二分している。前節で記述したことは大体前者、一般信託代理人に関することであり、後者は公的信託において連邦政府

メキシコの信託銀行の法制度の素描

が任命するものである。⁽¹¹⁾

(1) メキシコ会社法の概要について、かつて、概説を試みたことがある。

中川和彦稿「メキシコ会社法の概要(その一〜一二)」『海外商事法務』一一二号〜一二六号。

また、会社一般法の全訳も試みたことがある。

中川和彦『メキシコ会社法ならびに信用証券および活動一般法』(ラテン・アメリカ協会、昭和四一年)三五ページ以下。

(2) 可変資本会社とは、定款を変更することなく、社員の新たなる出資または新社員の加入により資本が増加し、社員の出資の一部または全部の撤回により資本が減少する会社を言い、メキシコでは、これは、会社の新しい形態とみなされておらず、合名会社、合資会社、有限責任会社、株式会社および株式合資会社の通常の形態をとる会社のいずれもがこの制度を採用することが認められている。もっとも、実際では、もっぱら可変資本株式会社として利用されているようである。詳細は左記の拙著を参照されたい。

中川和彦『ラテン・アメリカ商事法(第二版)』(千倉書房、昭和五一年)六八ページ以下。

(3) 商法上、株式会社の設立について、メキシコでは、原則として、わが国と同様の準則主義がとられている。しかし、実際では、外資の規制を理由として、本文中に記したように、外務省の認可が必要とされ、事実上、「免許主義」がとられている。この外務省の規制について、左記拙著を参照されたい。

中川和彦『ラテン・アメリカ商事法(第二版)』八五ページ以下。

なお、銀行業を目的とする会社については、その上、大蔵省の免許を必要とすることは言うまでもない。

(4) 同。Miguel Acosta Romero, Constitución, Organización y Estructura Interna, p. 73.

- (5) 同¹⁰ Acosta Romero, Constitución, Organización y Estructura Interna, p. 74.
- (6) 同¹⁰ Acosta Romero, Constitución, Organización y Estructura Interna, p. 75.
- (7) 同¹⁰ Acosta Romero, Constitución, Organización y Estructura Interna, p. 76.
- (8) 同¹⁰ Acosta Romero, *Derecho Bancario*, p. 135.
- (9) 同¹⁰ Acosta Romero, Constitución, Organización y Estructura Interna, págs. 79~80.
- (10) 同¹⁰ Acosta Romero, Constitución, Organización y Estructura Interna, p. 81.
- (11) 同¹⁰ Acosta Romero, Constitución, Organización y Estructura Interna, p. 86.

四

一 信託業務の免許を受けている金融機関がなしうる営業活動の内容について、金融機関および補助組織一般法の第四四条に詳細な規定がある。その中の主たる営業は、言うまでもなく、信用証券および活動一般法に言う信託の諸取り引きであって（四四条 a 号）、⁽¹⁾その他に、言わば、兼営的な業務も規定されている（四四条 b 号ないし k 号）。

二 兼営的取り引きと言われるものを列挙すれば、次の如くである。

1 経理、議事録の作成、その他の事務の代行、住所の移転。

すべての種類の会社および企業の会計帳簿 (contabilidad)、議事録および登録簿を引き受けること。ならびに、支払い、通知、集会もしくは総会の開催、法的効果が与えられる定住のため住所を移転すること。ただし、同一の市場 (plaza) に関し、かつ、それぞれの場合、手続を履んで通知されるときに限る（金融機関・補助

メキシコの信託銀行の法制度の素描

組織一般法四四條d号)。

2 評価。

公認仲買人 (corredores titulados) もしくは鑑定人の行為に法律が付与すると同一の証明力を有する評価をなすことを引き受けること (金融機関・補助組織一般法四四條h号)。

3 寄託を受けること。

すべての種類の財物、動産、もしくは有価証券 (titulos o valores) を第三者の計算において、預託、管理もしくは担保として受けとること (金融機関・補助組織一般法四四條j号)。

4 委任および委託。

一般に、種類のいかんを問わない信託業務を達成するため、すべての種類の委任および委託を履行するため、これに加えて、自己の財産の管理および投資のための必要な取り引き (金融機関・補助組織一般法四四條k号)。

5 財産の管理。

農地にあらざる、すべての種類の不動産を管理すること。ただし、農地の場合、相続人、受遺者、組合員、もしくは債権者の間で財産を分配するため、または、農地もしくはその産品の価格をもって債務を弁済するため、またはこれらをもって、その債務の弁済を担保するために管理権を受け取ることはその限りではない。なお、これらの場合、その取得は二年の期間を越えてはならない (金融機関・補助組織一般法四四條g号)。

6 監査役の業務。

会社に持分を持っていなくても、会社の監査役もしくは監査会構成員の職務を執行する（金融機関・補助組織一般法四四條c号）。

7 不在者等の代理、および遺言執行人等の職務。

遺言執行人 (*albacea*)、特別執行人、検査役、裁判上の保管者、不在者もしくは失踪人の代理人、後見人もしくは保佐人、および慈善施設の保護人の職務を履行すること（金融機関・補助組織一般法四四條f号）。

8 破産管財人の職務および清算。

破産管財人の職務 (*sindicatura*) を履行する、または、事業、営業所、債権者会議 (*concurso*) もしくは相続財産の裁判上もしくは裁判外の清算を引き受けること（金融機関・補助組織一般法四四條e号）。

9 信用証券の発行。

公的もしくは民間の金融機関、または会社が実施する、すべての種類の信用証券の発行に介入し、これらの証券の真正さ、発行者の署名および身許を保証し、この場合、担保が手続を履んで設定されていることを引き受け、発行に由る基金の投資が約定された条件で行なわれていることに留意し、かつ、引受人の払込み (*pagos o exhibiciones*) を收受すること。証券の所持人の共通の代表として行動すること。発行機関もしくは会社の計算で証券に関する金庫もしくは財務部 (*caja o tesorería*) の役務をなすこと。相応する登録帳簿を引き受けること。さらに、集会もしくは総会で、社員、株主、債権者もしくは社債権者を代表すること（金融機関・補助組織一般法四四條h号）。

10 参加証券。

メキシコの信託銀行の法制度の素描

メキシコの信託銀行の法制度の素描

金融機関の手中に在る財物もしくは有価証券 (títulos o valores) への異なる共有者の参加、または、受託機関が清算人もしくは破産管財人の取り消し不能の性格を持つ清算への債権者の参加を明確ならしめて、証書を発行すること (金融機関・補助組織一般法四四条 i 号)。(これらの参加証券 (certificados de participación) の発行は、事前に、銀行国家委員会の許可を受けることが必要とされている) (一九四六年六月二八日付銀行国家委員会通達第二九八号⁽²⁾)。

11 住宅証券。

信託された不動産に関して、信用証券および活動一般法第二二八条の a の 2 に言う住宅証券 (certificados de vivienda) の発行も認められている (金融機関・補助組織一般法四四条 i の 2 号)。

12 条件付契約。

信託の受託機関が条件付契約の執行に関与するとき、利害関係者の共通代理人として行動するものとし、約定条件もしくは要件の成就の有無をその判断に委ねられた場合、当該事項について通常の知識および経験を持つ家父長が行動する如く行動する義務のみを負う (金融機関・補助組織一般法一三五条)。

右に言う条件付契約は言わゆるエスクロ契約 (escrow agreements) のことである⁽³⁾。

三 信託の受託機関は、信託設定時にそのために定められた諸規定もしくは制限を除き、信託の履行のために必要とされるすべての権利および訴権を有する (信用証券・活動一般法三五六条)。そして、信託された財物は、当てられた目的に充当されているものとみなされ、その結果、その目的に関連する権利および訴権のみが、その財物について行使できるものとされる (信用証券・活動一般法三五一条二項)。

信託の受託機関は、法律に従って、信託、委任、もしくは委託の設定行為、またはその改訂行為において、明文をもって割り当てられた権能、ならびに、当該財物について、業務を引き受けた者に代わる地方の代表もしくは代理人に帰属する権能を有すとされる（金融機関・補助組織一般法四五条XI款）。

四 信用証券および活動一般法第三五六条に次のような規定がある。

「受託機関は、設立行為に従って、（中略）信託を履行する義務があるものとし、（中略）常に、善良な家長（*Buen padre de familia*）として行動しなければならず、財物がその過失により被むる損失もしくは損壊につき責を負うものとする」。

右は、職務の履行における受託者の義務を規律する原則と云うべきものである。さらに、同条は、次の如く、信託の引き受けの義務についても規定する。

「（前略）受託機関は、（中略）その住所地の第一審裁判官の判断に基づき重大な事由によらない限り、その職務を回避し、もしくは辞任することができず、（後略）」。

しかし、この規定は憲法にうたわれている強制労働の禁止（憲法五条）に抵触するおそれがあり、それを肯定的に解釈する場合、金融機関には、適宜と判断するところに従って、信託業務を引き受けるもしくは拒絶する自由があるとみるべきことになる。⁽⁴⁾

(1) メキシコでは、信託は、様々な用途に用いられている。たとえば、「禁止地帯」における外国人による不動産取得の便法としての信託（詳細は拙稿「メキシコの外資規制における信託制度の法的考察」参照）、近時の外資規制の一端として、「メキシコ化」にともない手放された外資の持株の適当なはめ込み先を見出すまでの、暫定的な措置
メキシコの信託銀行の法制度の素描

メキシコの信託銀行の法制度の素描

としての金融機関への株式の信託、外国人年金生活者のメキシコ国内の定住許可の条件としての所得証明の方法としての一定の財産のメキシコの金融機関への信託などがある。この点について、左記を参照されたい。

Susan K. Lefler, Mexican Trust Law [in "Doing Business in Mexico," 1986, New York: Matthew Bender], §31.02 [5].

(2) 同^三 Rodolfo Batiza, *Principios Básicos del Fideicomiso y de la Administración Fiduciaria*, 1977, México (Editorial Porrúa, S. A.), p. 177.

(3) 同^三 Batiza, *Principios*, p. 179, Nota 190.

(4) 同^三 Batiza, *Principios*, p. 123.

五

以上、メキシコの信託銀行の法制度を粗雑ながら素描した。

この国の信託銀行制度は、大きな期待をもって、英米の制度を継受したものであるが、現在、言わゆる銀行法（金融機関および補助組織一般法）の改正もあって、信託を専業とする金融機関はなく、大部分は多業銀行が営む金融機関の一部門として信託業務が行なわれているようである。

この金融機関は、法律上、可変資本株式会社の形態をとることが強制されており、さらに、種種の点で、大蔵省あるいは銀行および保険国家委員会の規制を受けるとともに、信託代理人がおかれるなど、制度上の特異点が少なくない。

信託業務の内容について、その制度面から概観したが、年金信託、住宅証券などについては、別稿で取り上げ

る。

なお、一九八二年九月、当時のローペス・ポルティージョ (José López Portillo) 大統領の下で、メキシコは銀行を国有化している⁽¹⁾。国有化は、国が全株式を保有する形をとり、金融機関は、形式上、引き続き、株式会社 (sociedad anónima) の形をとっている。信託業務について、制度上、多少の影響はあると思われるが、詳らかではないが、大勢として、従前通りのようである。

(1) 国有化に関して左を参照されたい。

Acosta Romero, *Derecho Bancario*, p. xli y sgtes.